

# (仮)ビワイチ推進条例の基本的な構成(案)

## 1. 目的

条例の制定目的を規定します。

- (例)
- ・滋賀ならではの観光資源であるビワイチの魅力を高め、滋賀の財産として地方創生に活用する。

## 2. 基本理念

条例の制定目的を達成するために必要となるビワイチ推進に当たっての基本的な考え方を規定します。

- (例)
- ・県全域の観光振興および地域活性化を図ること。
  - ・県内外の多くの人々が気軽にビワイチを楽しみ、サイクリストと受け入れ側の双方が安全な環境を整えること。
  - ・本県の有する自然、文化、歴史、食その他の地域資源を磨き上げ、それらを活用すること。
  - ・県民の健康増進、環境保全意識の醸成に資するよう配慮すること。
  - ・国、市町、県民、自転車関係事業者等の適切な役割分担および相互の連携を確保するとともに、地域における自主的かつ主体的な取組を尊重すること。

等

## 3. 責務・役割・連携

基本理念を踏まえて、関係する各主体の責務・役割・連携を規定します。

- (例) 県の責務、県民の役割、自転車関係事業者の役割、自転車関係団体の役割、市町等との連携

等

## 4. ビワイチ推進総合ビジョンの策定

ビワイチに関する施策を推進するため、ビワイチ推進総合ビジョンの策定およびその手続について規定します。

## 5. ビワイチ推進総合ビジョンに基づく基本的な施策の推進

ビワイチ推進総合ビジョンに基づき、ビワイチの振興を図るための基本的な施策について規定します。  
(例)

### 1 ビワイチによる観光振興および地域活性化

#### (1) 誘客につなげる取組

- ・国内外からの来訪の促進
- ・地域の魅力を活かしたビワイチコース、ビワイチ・プラスコースの設定と広報
- ・コロナ禍を踏まえたサイクルツーリズムの受け入れ環境整備と情報発信
- ・ビワイチチャレンジおよび達成に対するインセンティブの付与
- ・ビワイチを活かしたスポーツイベントの開催（トライアスロン・マウンテンバイク）

#### (2) 人材育成、商品開発等への支援

- ・地域資源を活かすなどした魅力あるビワイチ関連商品の開発
- ・サイクリングツアーガイドの育成・情報交流

#### (3) 関係機関等との連携、ソフト基盤の整備

- ・国、市町、自転車関係事業者等との連携の推進
- ・他府県の自転車道との広域的な連携の推進
- ・公共交通の活用
- ・多様な主体やパターンの観光に応じられるビワイチプランの提案や総合窓口の設置
- ・サイクリストの受け入れ体制および休憩拠点の整備や連携の促進

#### (4) 地域の魅力再発見

- ・自転車散策による地域の魅力発見の推進

### 2 安全かつ気軽にサイクリングを楽しめる環境づくり

- ・自転車走行空間の整備
- ・サイクリストおよびドライバーのルール遵守とマナー向上にむけた啓発
- ・安全・安心な走行を支援する案内施設の整備および必要な交通規制の実施
- ・サイクリングマップ・アプリの作成およびその利便性向上
- ・様々なニーズに対応できるレンタル自転車の充実促進

等

## 6. その他

その他、ビワイチの振興を図るために必要な事項について規定します。

- (例)
- ・ビワイチの日、普及啓発、調査分析、推進体制の整備、協議会の設置、財政上の措置

等